

仮置場の運営

1. 仮置場の開設

仮置場の開設は、災害発生後数日以内に行うべきである。特に水害の場合は、水が引けば、すぐに片付けごみが排出されるため、より早い時期に仮置場を開設する必要がある。

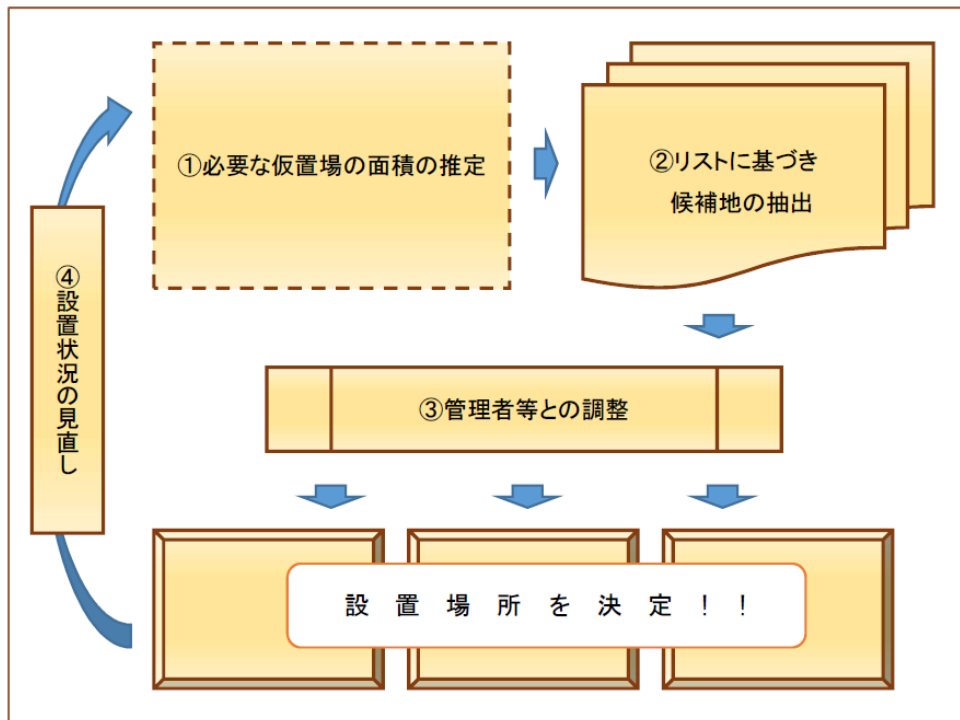


図 1 仮置場の設置場所決定フロー

出典：災害時の廃棄物処理対応マニュアル 栃木県

表 1 仮置場候補地一覧のイメージ

候補地	用地面積 (㎡)	仮置目安 (t)	住所	管理者、担当者等 連絡先	留意事項 (周辺環境、表土状況、利用予定 等)	確認 年度
〇〇クリーンセンター 駐車場	5,000	約 10,000	大字〇〇 123-123	廃棄物対策課 〇〇係長	・舗装されている	H 2 9
〇〇球場 グラウンド	10,000	約 20,000	〇〇 1234-12	〇〇課 〇〇主査 内線〇〇〇〇	・表土への廃棄物混入は厳禁のため、敷鉄板による養生、又は原状復旧における表土除去が必要	H 2 5
〇〇浄化センター 次期整備予定地	20,000	約 40,000	〇〇〇 1-3-5	〇〇課 〇〇主任 内線〇〇〇〇	・平成〇〇年以降利用予定あり	H 2 8
〇〇公園	1,000	約 2,000	〇〇 2-4-6	〇〇公園事務所 〇〇主事 内線〇〇〇〇	・住宅地に立地 ・周辺道路は 4 t 車まで通行可能	H 2 4
県立〇〇センター 駐車場	5,000	約 10,000	〇〇町〇〇 1234-56	県〇〇課 〇〇技師 028-623-〇〇〇〇	・センターは指定避難場所となっている ・駐車場は、舗装：2,000㎡、砂利敷き 3,000㎡	H 2 4
〇〇学校跡地 グラウンド	2,000	約 4,000	〇〇〇〇 2-1	教育委員会〇〇課 〇〇係長 内線〇〇〇〇	・住宅地に立地	H 2 3

出典：災害時の廃棄物処理対応マニュアル 栃木県

仮置場設置時の留意点

以下に留意して仮置場の設置を進める。

- ・ 仮置場を開設する際に土壌汚染の有無を把握するように努める。
- ・ 仮置場内の搬入・通行路は、大型車が走行できるように整備する。
- ・ 仮置場内の渋滞や混乱を避けるために一方通行の動線とし、分別種類ごとの分別配置図と看板を設置する。
- ・ 不法投棄を避けるため、仮置場までの主な道路に案内看板等を設置する。
- ・ 仮置場までの道路渋滞の発生を防ぐため、仮置場の搬入・搬出ルートを警察と相談する。
- ・ 仮置場では火災の恐れがあり、危険物や有害物が保管されることもあることから、仮置場の設置場所等を消防に連絡する。
- ・ 水害等による災害廃棄物から汚水の発生が懸念される場合、遮水シートの設置等により汚水による公共水域や地下水の汚染の防止に努める。また、必要に応じて排水溝や排水処理設備等を設置する等により、敷地外への漏出防止対策が必要となる。

出典：市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き 環境省東北地方環境事務所

表 2 仮置場の開設にあたって必要なもの

必要となる資機材の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の下に敷くシート ・ 粗選別等に用いる重機（例：フォーク付のバックホウ） ・ 仮置場の周辺を囲むフェンス、飛散防止のためのネット ・ 分別区分を示す立て看板 ・ 害虫発生防止のための薬剤 ・ タイヤ洗浄機 ・ 作業員の控室 など
仮置場の管理・指導の人員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮置場の全体管理 ・ 車両案内 ・ 荷降ろし・分別の手伝い ・ 夜間の警備（不法投棄・盗難防止） など

出典：市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き 環境省東北地方環境事務所

2. 分別

仮置場では、災害廃棄物をできるだけ分別して集積する。分別の徹底は、処理期間の短縮や最終処分量の削減、処理費用の削減につながることになる。環境省では、12種類への分別を周知している。

表 3 災害廃棄物の分別項目

① 可燃系混合物	⑦ 金属系混合物
② 不燃系混合物	⑧ 廃自動車等
③ コンクリート系混合物	⑨ 処理困難物（廃畳等）
④ 木質系混合物（草木類）	⑩ 危険物・有害物等（消火器）
⑤ 廃家電等	⑪ 危険物・有害物等（灯油）
⑥ 処理困難物（布団等）	⑫ 危険物・有害物等（ガスボンベ）

出典：災害廃棄物の分別について 環境省災害廃棄物対策室 平成 30 年 9 月 5 日

被災市町村がより細かい分別をしている場合もある。

- ・石膏ボードやスレート板は、アスベストが含有されている恐れがあるため破砕しないように分別。
- ・瓦は、リサイクル用途の違いからコンクリートがら等から分別。
- ・太陽光発電設備は、感電等に注意し、他の災害廃棄物から分別。

仮置場の分別配置等

- ・仮置場で分別を徹底するため、被災者やボランティアに対して、同じ袋に複数の種類の災害廃棄物を混合して入れないこと等、分別について周知する。
- ・生活ごみは、災害廃棄物の仮置場には受入れしない。
- ・仮置場では、円滑に通行できるよう一方通行の動線とすることに努める。
- ・仮置場内の分別品目ごとの看板を作成し、設置する。災害廃棄物を荷下ろしする順番は、家電類や畳等の分類が判りやすいものを先にするのが望ましい。
- ・分別品目ごとに、数名の作業員を配置し、車両からの荷下ろしを手伝い、分別配置の指導を行う。
- ・火災防止のため、ガスボンベ、灯油タンク等の危険物は搬入しないよう確認する。搬入されてしまった場合は、他の災害廃棄物と分けて保管、可燃性廃棄物の近くに置かないようにする。
- ・災害廃棄物は種類ごとの発生量や体積の違いを考慮し、区分ごとのスペースの大小を決める。

出典：市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き 環境省東北地方環境事務所

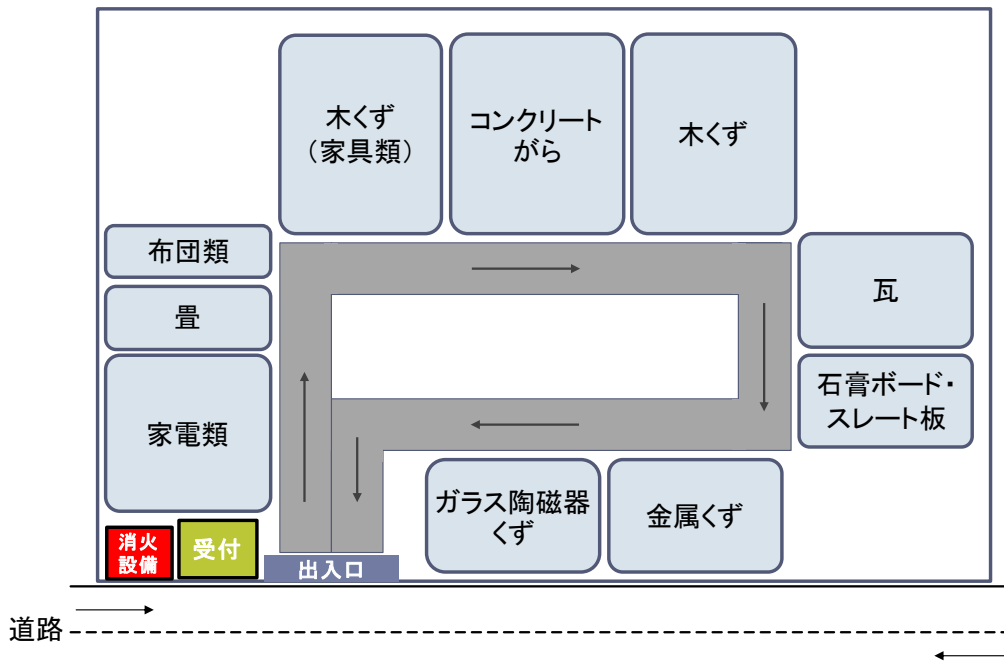


図 2 仮置場の分別配置の例

※分別配置等は例であり、災害の種類や規模、仮置場の場所によって変化する

※災害廃棄物の分別区分は、平常時のごみの分別区分を参考に、処理業者等の関係者と協議して決めるのが望ましい。

※出入口は 2 箇所が望ましいが、1 箇所の場合は、車両が交差することによる渋滞を防止するため、仮置場の動線は時計回りにする。

仮置場に設置する看板の例



出典：市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き 環境省東北地方環境事務所

3. 人員・資機材の調達と体制整備

仮置場を運営管理するためには、人員と資機材が必要となる。仮置場に職員を配置できない場合、建設業者または廃棄物関係業者、あるいは市町村 OB の協力等、あらゆる手段を尽くして仮置場の受入れ、誘導、積み下ろし補助、受付業務等を行う人員を確保し、常時複数人が作業に当たれる体制とする。理想的には、災害廃棄物の種類ごとに人が配置できると良い。

また、土地の状況から敷鉄板または土木シート等の敷設を要する場合には、直ちにその手配を行う。

表 4 必要な人員と役割

人員	役割
現場責任者	<ul style="list-style-type: none"> ○仮置場の全体管理 ・場内の安全管理 ・空きスペースの把握 ・連絡調整 等
誘導員	<ul style="list-style-type: none"> ○交通整理 ・出入口での車両誘導、場内の混雑状況の調整 ○排出地域の確認 ・搬入者の免許証やナンバープレートから、被災地域からの搬入であることを確認
補助員	<ul style="list-style-type: none"> ○荷下ろしの補助 ・分別区分の区画ごとに複数名配置し、搬入者の荷下ろしを補助 ○分別指導 ・適切な分別への協力を依頼

出典：災害時の廃棄物処理対応マニュアル 栃木県

表 5 必要な資機材

資機材	役割・留意事項
保護具 (手袋、ヘルメット、安全靴、防じんマスク、安全めがね等)	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営にあたり、処理業者やボランティアに協力を依頼する場合は、必要な保護具の調達について調整が必要
遮水シート、敷鉄板 フレコンバック、土嚢袋	<ul style="list-style-type: none"> 土壌への廃棄物のめり込み、有害物質の浸透、砂じん巻き上げ等の防止
仮囲い	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄や資源物等の盗難の防止
カラーコーン、バーク、ロープ 立て看板	<ul style="list-style-type: none"> 分別区分の区画や動線の提示 搬入された災害廃棄物（段ボールや廃材等）を活用する方法もある
重機 (バックホウ、ショベルローダー 等)	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の積上げ、粗選別
薬剤	<ul style="list-style-type: none"> 害虫の発生防止 ※単なる消臭目的のものは補助対象とならない可能性があるので注意

出典：災害時の廃棄物処理対応マニュアル 栃木県

4. 住民への周知

災害廃棄物の不法投棄を防止し、分別を徹底するためには、発災直後の広報が重要である。

市町村は、被災者に対して、災害廃棄物の分別や収集、仮置場の利用方法等について、効果的な広報手法により周知する。また、ボランティアに対しても速やかに同様の情報を周知できるように、社会福祉協議会等に情報提供を行う。

分別方法 （平常時の分別方法を基本としたほうが伝わりやすい）
収集方法 （市町村が収集する場合）
仮置場の場所、搬入時間、曜日等
仮置場の誘導路（場外、場内）、案内図、配置図
仮置場に持ち込んではいけないもの（生ごみ、有害廃棄物、引火性のもの 等）
災害廃棄物であることの証明方法（住所記載の身分証明書、罹災証明書等）など

市町村は、チラシや広報車、ホームページ等の広報手法により、住民へ正確かつ迅速に、災害廃棄物の分別や仮置場の利用方法等についての情報を周知します。複数の広報手法を用いて周知をするのが効果的です。

災害時の広報手法の例
チラシ、広報車、防災行政無線、ポスター（避難所での掲示）、広報紙（誌）、
ホームページ、SNS、ローカル（ケーブル）テレビ、ラジオ、新聞

災害がれき分別のお願い

被災した家屋の整理・清掃をされる際、さまざまなごみが発生しますが、のちのちのごみ処理に支障がありますので、次のように分別されるよう御協力をお願いします。

また、搬入の際ガレキは袋などから出して指定の場所に置いてください。

投げ込むのは危険です。

分別の区分

- ① 木 (家具) ② 木 (柱) ③ 畳、布団類
- ④ 家電 4 品目 (TV、冷蔵庫、洗濯機、エアコン) その他家電 (電子レンジなど)
- ⑤ コンクリートくず ⑥ 瓦類 ⑦ 金属ごみ ⑧ ガラス、陶磁器

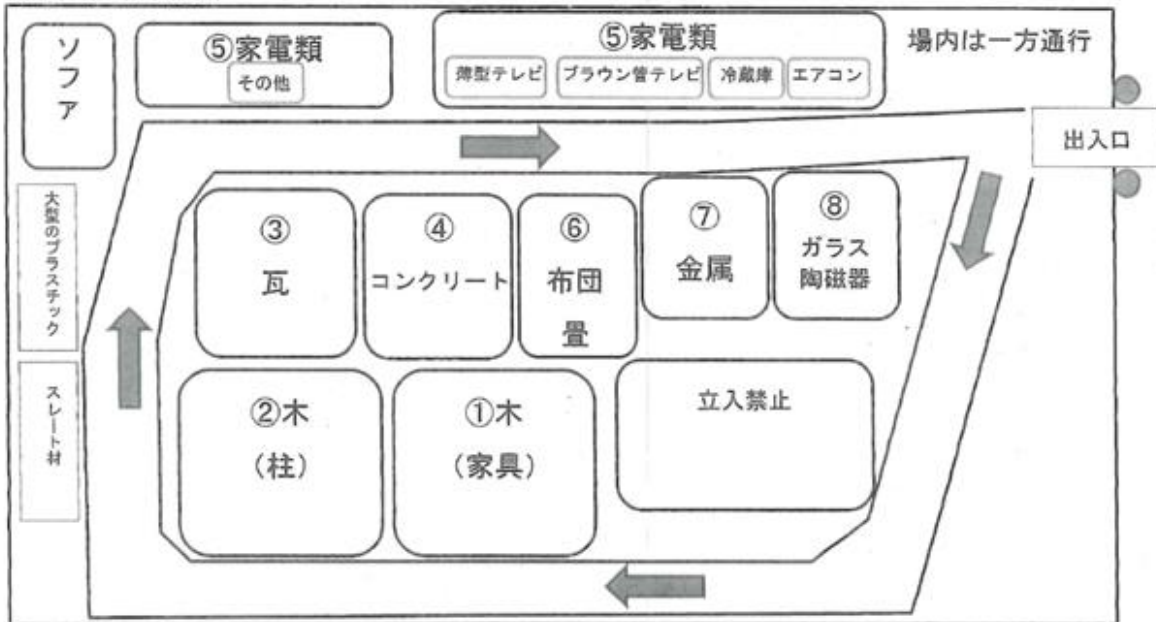
- ※ ごみステーションには上記の災害がれきは出さないでください。
- ※ 通常の可燃ごみ、不燃ごみは、ごみステーションへお出し下さい。

これらのごみを持参された場合はお持ち帰りください。

- ※ その他、取り扱えないもの
 - ・ガソリンや石油、ガスボンベ、消火器、スプレー缶など危険物、農薬など取扱困難物
 - ・土砂
 - ・解体業者による解体ごみや事業系ごみなど

※ 請負による解体ごみは、基本的には産業廃棄物となり、建設リサイクル法又は産業廃棄物の処理ルートで処理願います。

一次仮置場 場内配置図



注意！ ごみステーションで回収するゴミ※は受入れできません。

※ 燃えるごみ、燃えないごみ、ペットボトル、ビン・カン、蛍光灯、乾電池、新聞、段ボール、雑誌等、プラスチック製容器包装

出典：熊本県益城町作成資料（平成 28 年 4 月）

5. 課題・検討内容等

仮置場の運営では、次の課題等があると考えられる。

(1) 仮置場を開設する際に注意すること

- ・実際に仮置場を開設する際に注意すべきこと

- ・仮置場の広さはどの程度必要か
基準はないが、分別や車両動線等を考慮すると広い土地が必要。1 か所で $5,000\text{m}^2\sim 10,000\text{m}^2$ 以上の土地が必要と言われている。

- ・何か所開設する必要があるか
災害の状況や市町村の広さ（面積）によるが、住民が搬入する場合は複数の方が良いか？

- ・住民用仮置場をどのように考えるか
管理ができないと混合廃棄物の山となってしまう、その後の処理に支障をきたす恐れがある。
自治会や住民には十分な指導が必要であり、集積された廃棄物は速やかに搬出する必要がある。
すぐに収集運搬できるのか？または、住民用仮置場を設置しないことはできるのか？

(他の課題・検討事項等)

(2) 仮置場での作業内容

- どのような作業が必要なのか
廃棄物を積み上げる、粗破碎するには重機が必要となる。立看板の設置や鉄板の敷設も必要となる。
- 適切な分別品目や分別数
災害の種類や規模によって、廃棄物の種類や割合が異なる。また、仮置場の広さによって分別を変えることも考えられる。
- どのような業者に委託すれば良いのか
建設業者か産業廃棄物処理業者か。業界団体や事業者と災害時の協定を結んでいる場合は、締結先に委託する
- 仮置場に必要人数
重機作業や分別作業だけでなく、受付や交通整理の人員も必要。仮置場1か所に必要人数は？市町村職員が行わなければならないことは？
- 災害廃棄物の搬出先（処分先）の検討
災害廃棄物の搬出が速やかに行われないと、仮置する量が多くなり、仮置場が逼迫する。

(他の課題・検討事項等)

(3) 住民への周知

- ・住民への周知は、どのタイミングで、どのように行うべきか

(他の課題・検討事項等)